

|  |                              |            |
|--|------------------------------|------------|
| 総務課  | カジノ管理委員会行政文書取扱規程の一部改正（案）について | 令和7年11月14日 |
| <b>1. 趣旨</b><br>カジノ管理委員会の内部管理に係る専決権者の追加及び電子文書の取扱方法の変更等を行うため、所要の改正を行うものである（別添）。                                     |                              |            |
| <b>2. 改定内容</b><br>別表第2で規定されている内部管理に係る専決事項について、事務を分担して効率的に処理する観点から、専決権者を追加する改正を行う。また、本文で規定されている電子文書の取扱方法の変更等の改正を行う。 |                              |            |
| <b>3. 施行期日</b><br>令和7年12月1日から施行する。   |                              |            |

## ○カジノ管理委員会行政文書取扱規程（令和2年1月10日カジノ管理委員会訓令第13号）

(下線の部分は改正部分)

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| カジノ管理委員会行政文書取扱規程  | カジノ管理委員会行政文書取扱規程  |
| 目次 (略)  | 目次 (略)  |
| 第1章 総則<br>第1条～第3条 (略)<br>(文書取扱主任等の指名)<br>第4条 <u>文書取扱主任</u> 、文書受送主任及び官報報告主任については、総務企画部総務課の職員の中から総務企画部総務課長が指名する。<br><u>2 電子文書取扱主任については、e-Gov の電子申請サービス、監督事務システムその他手続きの受付及び結果通知等に利用できるシステム（以下「電子申請システム」という。）を利用する課室等の職員の中から当該課室等の職員が所属する課室等の長が指名する。</u><br>第5条～第8条 (略)       | 第1章 総則<br>第1条～第3条 (略)<br>(文書取扱主任等の指名)<br>第4条 <u>文書取扱主任、電子文書取扱主任</u> 、文書受送主任及び官報報告主任については、総務企画部総務課の職員の中から総務企画部総務課長が指名する。<br><u>（新設）</u><br>第5条～第8条 (略)   |
| 第2章 行政文書の接受及び配布<br>(行政文書の接受及び配布)<br>第9条 (略)<br>(削る)<br><u>(1) 電子申請システム</u> の利用による場合 電子文書取扱主任<br><u>(2)～(5)</u> (略)<br>2～5 (略)<br>第10条～第12条 (略)<br><u>(電子文書の接受の特例)</u><br>第13条 <u>電子申請システムによる文書の受付は、電子申請システム上の受信簿により行うことができる。</u><br>(削る)<br>(削る)<br>(削る)<br>第14条～第28条 (略) | 第2章 行政文書の接受及び配布<br>(行政文書の接受及び配布)<br>第9条 (略)<br><u>(1) 省庁間電子文書交換システムの利用による場合 文書取扱主任（親署又は秘密文書の場合は名宛人）</u><br><u>(2) 電子汎用受付等システム</u> の利用による場合 電子文書取扱主任<br><u>(3)～(6)</u> (略)<br>2～5 (略)<br>第10条～第12条 (略)<br><u>(電子文書の接受及び配布の特例)</u><br>第13条 <u>文書取扱主任が省庁間電子文書交換システムにより電子文書を受信したときは、速やかに名あて人に送信する。</u><br><u>2 省庁間電子文書交換システムによる電子文書の受付は、省庁間電子文書交換システム上の受信簿により行う。</u><br><u>3 電子汎用受付等システムによる文書の受付は、電子汎用受付等システム上の受信簿により行う。</u><br><u>4 電子文書が行政文書に該当するときは、第5章に定めるところにより適切に管理する。</u><br>第14条～第28条 (略) |
| 第4章 行政文書の施行<br>(行政文書の施行)<br>第29条 施行文書（書状、祝辞等を含む）は、別段の定めがある場合のほか、課室等の長が、公印（電子署名を含む。以下この条において同じ。）又は <u>契印</u> の必要があると認めるものについて、押印を受けることができる。  | 第4章 行政文書の施行<br>(行政文書の施行)<br>第29条 施行文書（書状、祝辞等を含む）は、別段の定めがある場合のほか、課室等の長が、公印（電子署名を含む。以下この条において同じ。）又は <u>契印（省庁間電子文書交換システムによる電子文書の送信の場合を除</u>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>2 前項の押印を受ける場合においては、文書取扱主任（<u>電子申請システム</u>を利用する場合は、電子文書取扱主任）は、原議を添えて、公印を管理する者から、済書した施行文書に公印及び契印の押印を受けるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><b>第30条 (略)</b><br/>(行政文書の送達)</p> <p>第31条 行政文書の送達は、使送、郵送、公文書交換センターを利用しての公文書の<u>交換、電子申請システム、電子メールシステム及びファクシミリ</u>による。</p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第32条～第34条 (略)</p> <p><b>第5章 その他</b><br/>(電子文書の管理の特例)</p> <p>第35条 この規則に定めるもののほか、電子文書の管理に関しては、総務企画部総務課長が<u>別に定めることができる</u>。</p> | <p><u>く。）</u>の必要があると認めるものについて、押印を受けることができる。</p> <p>2 前項の押印を受ける場合においては、文書取扱主任（<u>電子汎用受付等システム</u>を利用する場合は、電子文書取扱主任）は、原議を添えて、公印を管理する者から、済書した施行文書に公印及び契印の押印を受けるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><b>第30条 (略)</b><br/>(行政文書の送達)</p> <p>第31条 行政文書の送達は、使送、郵送、公文書交換センターを利用しての公文書の<u>交換、省庁間電子文書交換システム、電子汎用受付等システム、電子メールシステム及びファクシミリ</u>による。</p> <p><u>2 省庁間における公文書の交換は、可能な限り省庁間電子文書交換システムにより行うよう努める。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5 省庁間電子文書交換システムを利用する際使用するICカード及び電子汎用受付等システムを利用する際使用するICカードの保管に関しては、カジノ管理委員会電子署名規程に定める。</u></p> <p>第32条～第34条 (略)</p> <p><b>第5章 その他</b><br/>(電子文書の管理の特例)</p> <p>第35条 この規則に定めるもののほか、電子文書の管理に関しては、総務企画部総務課長が<u>別に定める</u>。</p> |
|---|---|

別表第1 (略)

別表第2

| 専決権者 | 専決事項  | 合議者 | 文書施行名義人  |
|------|---|-----|----------|
| 事務局長 | 委員会において決定された事項に係る必要な文書の作成及び施行   |     | 委員長又は委員会 |
|      | 閣議請議（閣議了解、閣議報告を求めるものを含む。）に関する内閣総理大臣への上申で、質問主意書に関するもの及び軽易なもの   |     | 委員長      |
|      | 内閣府令の制定（軽易なものに限る。）又は改廃（重要なもの及び軽易なものを除く。）に関する内閣総理大臣への上申  |     | 委員長      |
|      | 規則及び告示の制定又は改廃に関する事項（重要なもの及び軽易なものを除く。）   |     | 委員長      |
|      | 訓令その他の諸規程の制定又は改廃に関する事項（重要なもの及び軽易なものを除く。）  |     | 委員長又は委員会 |
|      | 法令の規定に基づく関係行政機関等に対する協議、届出、通知、報告等及び関係行政機関等からの協議、届出、通知、報告等に対する処理で重要なもの  |     | 委員長又は委員会 |
|      | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づく事務の遂行に関する事項（軽易なものを除く。） |     | 委員長      |
|      | 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）の規定に基づく事務の遂行に関する事項（軽易なものを除く。）                                 |     | 委員長      |
|      | 報道発表等の実施に関する事項（軽易なものを除く。）   |     | 委員会      |
|      | 旅行命令及び旅行依頼に関することで課室長以上に係るもの   |     | 委員長      |
|      | 会計検査院の検査報告に対する答弁又は措置に関する事項  |     | 委員長      |
|      | 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第27条の規定に基づく会計に関する犯罪が発覚したとき又は現金、有価証券その他の財産の亡失を発見したときの報告に関する事項   |     | 委員長      |
|      | 予算執行職員から提出された意見の表示に対する措置に関する事項  |     | 委員長      |

別表第1 (略)

別表第2

| 専決権者 | 専決事項  | 合議者 | 文書施行名義人  |
|------|---|-----|----------|
| 事務局長 | 委員会において決定された事項に係る必要な文書の作成及び施行   |     | 委員長又は委員会 |
|      | 閣議請議（閣議了解、閣議報告を求めるものを含む。）に関する内閣総理大臣への上申で、質問主意書に関するもの及び軽易なもの   |     | 委員長      |
|      | 内閣府令の制定（軽易なものに限る。）又は改廃（重要なもの及び軽易なものを除く。）に関する内閣総理大臣への上申  |     | 委員長      |
|      | 規則及び告示の制定又は改廃に関する事項（重要なもの及び軽易なものを除く。）   |     | 委員長      |
|      | 訓令その他の諸規程の制定又は改廃に関する事項（重要なもの及び軽易なものを除く。）  |     | 委員長又は委員会 |
|      | 法令の規定に基づく関係行政機関等に対する協議、届出、通知、報告等及び関係行政機関等からの協議、届出、通知、報告等に対する処理で重要なもの  |     | 委員長又は委員会 |
|      | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づく事務の遂行に関する事項（軽易なものを除く。） |     | 委員長      |
|      | 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）の規定に基づく事務の遂行に関する事項（軽易なものを除く。）                                 |     | 委員長      |
|      | 報道発表等の実施に関する事項（軽易なものを除く。）   |     | 委員会      |
|      | 旅行命令及び旅行依頼に関することで課室長以上に係るもの   |     | 委員長      |
|      | 会計検査院の検査報告に対する答弁又は措置に関する事項  |     | 委員長      |
|      | 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第27条の規定に基づく会計に関する犯罪が発覚したとき又は現金、有価証券その他の財産の亡失を発見したときの報告に関する事項   |     | 委員長      |
|      | 予算執行職員から提出された意見の表示に対する措置に関する事項  |     | 委員長      |

|   |     |        |   |      |
|---|-----|--------|---|------|
| 予算執行職員が故意又は重大な過失によりその義務に違反して国に損害を与えたと認められたときの弁償命令及び通知に関する事項 | 委員長 | 委員長    | 予算執行職員が故意又は重大な過失によりその義務に違反して国に損害を与えたと認められたときの弁償命令及び通知に関する事項 | 委員長  |
| 企画官、調査官及びこれらに相当する官職以下の官職を占める職員の任免に関する事項                     | 委員長 |        | 企画官、調査官及びこれらに相当する官職以下の官職を占める職員の任免に関する事項                     | 委員長  |
| 参与等の任免及び委嘱に関する事項  | 委員長 |        | 参与等の任免及び委嘱に関する事項  | 委員長  |
| 適格性審査、幹部候補者名簿及び幹部職員の任免協議等に関する事項                             | 委員長 |        | 適格性審査、幹部候補者名簿及び幹部職員の任免協議等に関する事項                             | 委員長  |
| 採用昇任等基本方針及び退職管理基本方針の協議に関する事項                                | 委員長 |        | 採用昇任等基本方針及び退職管理基本方針の協議に関する事項                                | 委員長  |
| 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認等に関する事項                                  | 委員長 |        | 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認等に関する事項                                  | 委員長  |
| 兼業及び営利企業への就職の承認に関する事項                                       | 委員長 |        | 兼業及び営利企業への就職の承認に関する事項                                       | 委員長  |
| 職員の俸給の決定に関する事項（初任給決定及び復職時調整を除く。）                            | 委員長 |        | 職員の俸給の決定に関する事項（初任給決定及び復職時調整を除く。）                            | 委員長  |
| 退職手当の支給に関する事項（軽易なものを除く。）                                    | 委員長 |        | 退職手当の支給に関する事項（軽易なものを除く。）                                    | 委員長  |
| 職務専念義務の免除に関する事項（別に定めるものを除く。）                                | 委員長 |        | 職務専念義務の免除に関する事項（別に定めるものを除く。）                                | 委員長  |
| 職員の研修の受講命令に関する事項で課室長以上に係るもの                                 | 委員長 |        | 職員の研修の受講命令に関する事項で課室長以上に係るもの                                 | 委員長  |
| 能率増進計画の決定に関する事項   | 委員長 |        | 能率増進計画の決定に関する事項   | 委員長  |
| 幹部候補育成課程対象者の選定等に関する事項                                       | 委員長 |        | 幹部候補育成課程対象者の選定等に関する事項                                       | 委員長  |
| 監察に関する事項  | 委員長 |        | 監察に関する事項  | 委員長  |
| 訴訟（訴訟代理人の指定を含む。）に関する事項                                      | 委員長 |        | (新設)  | (新設) |
| 審査請求に対する裁決に関する事項  | 委員長 |        | (新設)  | (新設) |
| 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）の規定に基づく基本計画及び実施計画の変更に関する事項   | 委員長 | 総務企画部長 | 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）の規定に基づく基本計画及び実施計画の変更に関する事項   | 委員長  |
| 公用旅券の発給の請求に関すること  |     |        | 公用旅券の発給の請求に関すること  |      |

|      |   |      |               |      |   |      |               |
|------|---|------|---------------|------|---|------|---------------|
| 担当部長 | 内閣府令の改廃に関する内閣総理大臣への上申で軽易なもの   | 総務課長 | 委員長           | 担当部長 | 内閣府令の改廃に関する内閣総理大臣への上申で軽易なもの   | 総務課長 | 委員長           |
|      | 規則及び告示の制定又は改廃に関する事項で軽易なもの   | 総務課長 | 委員長           |      | 規則及び告示の制定又は改廃に関する事項で軽易なもの   | 総務課長 | 委員長           |
|      | 訓令その他の諸規程の制定又は改廃に関する事項で軽易なもの  | 総務課長 | 委員長又は委員会      |      | 訓令その他の諸規程の制定又は改廃に関する事項で軽易なもの  | 総務課長 | 委員長又は委員会      |
|      | 法令の規定に基づく関係行政機関等に対する協議、届出、通知、報告等及び関係行政機関等からの協議、届出、通知、報告等に対する処理（重要なものを除く。） | 総務課長 | 委員長、委員会又は事務局長 |      | 法令の規定に基づく関係行政機関等に対する協議、届出、通知、報告等及び関係行政機関等からの協議、届出、通知、報告等に対する処理（重要なものを除く。） | 総務課長 | 委員長、委員会又は事務局長 |
|      | 旅行命令及び旅行依頼に関する事項（課室長以上に係るもの）  | 総務課長 | 委員長           |      | 旅行命令及び旅行依頼に関する事項（課室長以上に係るもの）  | 総務課長 | 委員長           |
| 総務課長 | 情報公開法及び個人情報保護法の規定に基づく事務の遂行に関する事項で軽易なもの                                    |      | 委員長           | 総務課長 | 情報公開法及び個人情報保護法の規定に基づく事務の遂行に関する事項で軽易なもの                                    |      | 委員長           |
|      | 公文書等の管理に関する法律及び公文書等の管理に関する法律施行令の規定に基づく事務の遂行に関する事項で軽易なもの                   |      | 委員長           |      | 公文書等の管理に関する法律及び公文書等の管理に関する法律施行令の規定に基づく事務の遂行に関する事項で軽易なもの                   |      | 委員長           |
|      | 報道発表等の実施に関する事項で軽易なもの  |      | 委員会           |      | 報道発表等の実施に関する事項で軽易なもの  |      | 委員会           |
|      | 会計法（昭和22年法律第35号）第39条から第40条までに規定する出納官吏等の任命等に関する事項                          |      | 事務局長          |      | 会計法（昭和22年法律第35号）第39条から第40条までに規定する出納官吏等の任命等に関する事項                          |      | 事務局長          |
|      | 会計法第46条の3第2項に規定する代行機関の任命等に関する事項   |      | 事務局長          |      | 会計法第46条の3第2項に規定する代行機関の任命等に関する事項   |      | 事務局長          |
|      | 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）の規定に基づく出納官吏等の検査員に関する事項                             |      | 事務局長          |      | 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）の規定に基づく出納官吏等の検査員に関する事項                             |      | 事務局長          |
|      | 予算決算及び会計令の規定に基づく歳入歳出外現金出納計算書等の提出に関する事項                                    |      | 事務局長          |      | 予算決算及び会計令の規定に基づく歳入歳出外現金出納計算書等の提出に関する事項                                    |      | 事務局長          |
|      | 監督及び検査の実施についての細目に関する事項  |      | 事務局長          |      | 監督及び検査の実施についての細目に関する事項  |      | 事務局長          |
|      | 国の債権の管理に関する事項   |      | 事務局長          |      | 国の債権の管理に関する事項   |      | 事務局長          |
|      | 国家公務員共済組合負担金の交付に関する事項で軽易なもの   |      | 事務局長          |      | 国家公務員共済組合負担金の交付に関する事項で軽易なもの   |      | 事務局長          |
|      | 任用の協議及び報告に関する事項（適格性審査、幹部候補者名簿及び幹部職員の任免協議等に関する事項を除く。）                      |      | 委員長又は事務局長     |      | 任用の協議及び報告に関する事項（適格性審査、幹部候補者名簿及び幹部職員の任免協議等に関する事項を除く。）                      |      | 委員長又は事務局長     |
|      | 職員の海外渡航における内閣官房長官への届出に関する事項   |      | 委員長           |      | 職員の海外渡航における内閣官房長官への届出に関する事項   |      | 委員長           |

|  |           |  |  |           |
|--|-----------|--|--|-----------|
| 職員の国の用務以外の海外渡航における承認に関する事項（課室長以上に係るものを除く。）     | 事務局長      |  | 職員の国の用務以外の海外渡航における承認に関する事項（課室長以上に係るものを除く。）     | 事務局長      |
| 国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）に基づく各種報告書の写しの送付に関する事項    | 委員長       |  | 国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）に基づく各種報告書の写しの送付に関する事項    | 委員長       |
| 職員の初任給決定及び復職時調整に関する事項                          | 委員長       |  | 職員の初任給決定及び復職時調整に関する事項                          | 委員長       |
| 級別定数の設定又は改定に関する事項                              | 委員長       |  | 級別定数の設定又は改定に関する事項                              | 委員長       |
| 給与の協議及び報告に関する事項                                | 委員長       |  | 給与の協議及び報告に関する事項                                | 委員長       |
| 退職手当の支給に関する事項で軽易なもの                            | 委員長       |  | 退職手当の支給に関する事項で軽易なもの                            | 委員長       |
| 非常勤職員の任免（参与等に係るものを除く。）及び給与の決定に関する事項            | 事務局長      |  | 非常勤職員の任免（参与等に係るものを除く。）及び給与の決定に関する事項            | 事務局長      |
| 保健、厚生及び共済に関する事項                                | 事務局長      |  | 保健、厚生及び共済に関する事項                                | 事務局長      |
| 職員の研修の受講命令に関する事項（課室長以上に係るものを除く。）               | 委員長       |  | 職員の研修の受講命令に関する事項（課室長以上に係るものを除く。）               | 委員長       |
| 関係行政機関等が実施する研修への職員の推薦に関する事項                    | 事務局長等     |  | 関係行政機関等が実施する研修への職員の推薦に関する事項                    | 事務局長等     |
| 人事、給与、勤務時間、研修、厚生及び共済の各種調査及び報告に関する事項            | 委員長又は事務局長 |  | 人事、給与、勤務時間、研修、厚生及び共済の各種調査及び報告に関する事項            | 委員長又は事務局長 |
| 人事に関する証明に関する事項                                 | 事務局長      |  | 人事に関する証明に関する事項                                 | 事務局長      |
| 物品管理法（昭和31年法律第113号）を準用する動産の指定に関する事項            | 事務局長      |  | 物品管理法（昭和31年法律第113号）を準用する動産の指定に関する事項            | 事務局長      |
| 物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第44条に規定する物品管理官等の検査に関する事項 | 事務局長      |  | 物品管理法施行令（昭和31年政令第339号）第44条に規定する物品管理官等の検査に関する事項 | 事務局長      |
| 物品の分類換及び管理換に関する事項                              | 事務局長      |  | (新設)   | (新設)      |
| 物品の不用決定の承認に関する事項                               | 事務局長      |  | (新設)   | (新設)      |
| 物品の亡失、損傷等の報告に関する事項                             | 事務局長      |  | (新設)   | (新設)      |

|      |                                   |      |             |      |                                   |      |      |
|------|-----------------------------------|------|-------------|------|-----------------------------------|------|------|
|      | <u>物品増減及び現在額報告書に関する事項</u>         |      | <u>事務局長</u> |      | (新設)                              |      | (新設) |
|      | 物品使用職員の弁償責任の裁定に関する事項（1件50万円以上の場合） |      | 事務局長        |      | 物品使用職員の弁償責任の裁定に関する事項（1件50万円以上の場合） |      | 事務局長 |
|      | 物品使用職員に対する弁償命令に関する事項              |      | 事務局長        |      | 物品使用職員に対する弁償命令に関する事項              |      | 事務局長 |
|      | 物品の無償貸付及び譲与に関する事項                 |      | 事務局長        |      | 物品の無償貸付及び譲与に関する事項                 |      | 事務局長 |
|      | 庁舎の営繕及び管理に関する事項                   |      | 事務局長        |      | 庁舎の営繕及び管理に関する事項                   |      | 事務局長 |
|      | 在外公館に対する便宜供与の依頼                   | 国際室長 | 事務局長        |      | 在外公館に対する便宜供与の依頼                   | 国際室長 | 事務局長 |
| 企画課長 | 規則及び告示の正誤に関する事項                   | 総務課長 | 委員長         | 企画課長 | 規則及び告示の正誤に関する事項                   | 総務課長 | 委員長  |